別表第七に次のように加える。

与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。）の項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

与那国駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	六級

別表第六自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するものの項中「前項」を「前二項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年三月二十八日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二十八条の十七の改正規定は、同年一月三十一日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十八年一月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十五号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「六人」を「七人」に改める。

第十条の四第一項中「四人」を「五人」に改める。

第百六十七条第一項中「、九州防衛局及び沖縄防衛局に、それぞれ次長一人」を「及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖縄防衛局に次長二人」に改める。

附則第三項中「附則第九項」を「附則第十一項」に改める。

附則中第十三項を第十五項とし、第六項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6　第十条の三第一項の審議官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

7　第十条の四第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則に次の一項を加える。

（沖縄防衛局の次長の設置期間の特例）

16　第百六十七条第一項の沖縄防衛局の次長のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

組合等登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十八年一月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十六号

組合等登記令の一部を改正する政令

内閣は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九条第一項（同法第七十二条の九において準用する場合を含む。）及び第七十三条の九第一項（同法第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び破産手続開始の決定」を「、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたこと」に改める。

第八条の見出しを「（合併等の登記）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

第十三条ただし書中「合併」の下に「（承継を含む。次条第二項及び第三項並びに第二十条において同じ。）」を加える。

第二十五条中「第十一条第二項各号」と」の下に「、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と」を加える。

第二十六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第六十四条の二第一項（同法第七十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による公告をした行政庁は、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が同法第六十四条の二第一項の規定により解散したものとみなされた場合には、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。